

小田原市立 足柄小学校 PTA 細則

第 1 章 役員候補者

- 第 1 条 候補者の選出は次のとおりとする。
1. 任期に会員となることが予定されている保護者より選出する。
 2. 候補者には同意を得なければならない。
 3. 募集を経て選考し決定する。

第 2 章 役員選考メンバー

- 第 2 条 本会に役員選考の担当をおき、次期役員候補者を選出する。
- 第 3 条 選考メンバーは次のとおりとする。
1. 本部役員より担当者を選出する。
 2. 教職員より 2 名選出する。

第 3 章 プロジェクトチーム

- 第 4 条 本会に次のプロジェクトチームをおく。
1. 安全見守りプロジェクト
 2. ふれあい広場プロジェクト
 3. ㊦ree プロジェクト
- 第 5 条 各プロジェクト運営メンバーは、会員より選出され、代表委員会にて決定する。
- 第 6 条 各プロジェクトメンバーの選出は次の通りとする。
1. 任期に会員となることが予定されている保護者より選出する。
 2. 立候補および推薦
 3. 候補者には同意を得なければならない。
- 第 7 条 任期は 1 年とする。
- 第 8 条 安全見守りプロジェクト
地域社会の諸団体と連携して、校外における児童の生活と安全を見守る。
ただし、見守り活動は全会員で行う。
- 第 9 条 ふれあい広場プロジェクト
地域の諸団体と連携して、ふれあい広場の内容を企画、準備、開催する。
ただし、出店は各学年に 1 店舗依頼する。
- 第 10 条 ㊦ree プロジェクト
校内における様々な PTA 活動を企画、運営、実施する。

第 4 章 学年代表

- 第 11 条 学年代表メンバーは、学年の代表として各学年 1 名以上、代表委員会に出席し、決議を行う。
- 第 12 条 各学年の代表メンバーは、毎年 4 月の懇談会までに各学年 0 で選出する。

第 5 章 経理

- 第 13 条 この会の会費集金は次のとおり行う。
1. 毎年 4 月に会費 1 年分 4800 円を集金する。
 2. 会費に加え、互助会費 100 円、災害対策補助費 100 円を集金する。
 3. 会員が途中入会する場合、次を集金する。
会費 (月割り) + 災害対策補助費
 4. 会員が途中退会する場合は、会費 (月割り) のみを返金する。
- 第 14 条 決算時余剰金の取り扱いをつぎのとおりとする。
1. 毎年、50 万円を活動準備金として、次年度に繰り越す。
 2. 上記準備金繰り越し後の残金は、教育設備費として積み立てる。
 3. 教育設備費は、必要時、代表委員会にて用途の有無を決定し、使用する。
- 第 15 条 互助会費 100 円
本会活動における会員の事故等、万が一の保険料。
- 第 16 条 災害対策補助費 100 円
災害対策費「災害時保管飲料水の購入」や「災害時児童が必要とする物品購入」等の補助金、およびその他の活動費として、一般会計に組み込む。
保管飲料水は、毎年、年度初めに購入する。
また、一年間で使用しなかった場合は、年度末に全児童へ配布する。
- 第 17 条 途中入会および退会時の会費月割り集金・返金

	入会時	退会時
1～15 日	月額 400 円集金	半額 200 円返金
16～月末	半額 200 円集金	なし

第 6 章 改正

- 第 18 条 この細則を改正する場合、代表委員会において議決権の 2/3 以上の賛成を必要とする。
また、改正案は前もって各代表に知らせ、結果を総会で報告しなければならない。

第 7 章 附則

- 第 19 条 本細則は令和 2 年 3 月に制定し、4 月 1 日より施行する。
(組織改革に伴う新細則の公布)

